2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに生ずる利子であって、市場において決定される商業的な利率によるものを含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第四章の規定の適用を妨げず、かつ、同章の規定に従うことを条件とする。

5　この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用されない。

6　この協定のいかなる規定も、締約国がその所有し、若しくは支配する投資財産を民営化する義務を課し、又は締約国が独占事業を指定することを妨げるものと解してはならない。もっとも、締約国が当該投資財産の民営化のための措置又は独占事業の指定のための措置を採用し、又は維持する場合には、この協定は、当該措置について適用する。

注釈　この条の規定は、附属書Ⅲの規定に従って解釈される。

第十二条　争乱の場合における待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内における武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他の類似の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　1の規定は、補助金（贈与を含む。）に関連する措置については、適用しない。

第十三条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2　この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約であって商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第四章の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

第十四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　(a)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益

(b)　(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(c)　(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(e)　(f)　第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払

(f)　(g)　第四章の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

(d)　刑事犯罪

(e)　関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

第十五条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置（環境を保護するためのものを含む。）を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、一方の締約国が他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的、考古学的又は文化的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反することとなる情報を提供し、又は当該情報へのアクセスを認めることを要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　銃の取引、弾薬及び軍需品並びに軍事基地又は治安部隊の基地に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物、原料、サービス及び技術の取引に関する措置

(ii)　戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(iii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

3　一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、できる限り速やかに当該措置について他方の締約国に通報するよう努める。